

## その他有価証券（２）設例解答（続）

<全部純資産直入法（続）>

①X2年度期中			
（現金）	1,000	（その他有価証券）	500
		（有価証券売却損益）	500
A社株式の売却に関する仕訳			
②X2年度期末			
（その他有価証券）	100	（繰延税金負債）	40
		（その他有価証券評価差額金）	60
C社株式の時価の回復を反映			
（繰延税金資産）	320	（その他有価証券）	800
		（その他有価証券評価差額金）	480
B社、D社株式の評価損の処理			

## その他有価証券（２）設例解答（続）

<部分純資産直入法>

①X1年度末			
（有価証券評価損益）	600	（その他有価証券）	600
C社株式の減損処理			
（その他有価証券）	700	（繰延税金負債）	280
		（その他有価証券評価差額金）	420
A社株式、B社株式の評価益の純資産直入			
（有価証券評価損益）	500	（その他有価証券）	500
D社株式の評価損の損益直入			
②X2年度期首			
（繰延税金負債）	280	（その他有価証券）	700
		（その他有価証券評価差額金）	420
A社株式、B社株式の評価益の洗い替え			

## その他有価証券（２）設例解答（続）

<部分純資産直入法（続）>

①X2年度期中			
（現金）	1,000	（その他有価証券）	500
		（有価証券売却損益）	500
A社株式の売却に関する仕訳			
②X2年度期末			
（その他有価証券）	100	（繰延税金負債）	40
		（その他有価証券評価差額金）	60
C社株式の時価の回復を反映			
（有価証券評価損益）	800	（その他有価証券）	800
B社、D社株式の評価損の損益直入			

## 債券の保有目的区分変更の規制緩和

サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機 → 市場の流動性の著しい低下 → 短期的な差益の獲得を意図した運用の困難さ



\*2008年10月 国際財務報告基準、中途での保有目的の変更を容認

\*2008年12月 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告26号） → 3つのタイプの変更を暫定的に容認

## 保有目的変更時の会計処理（１）

①売買目的有価証券からその他有価証券へ変更する場合

前期末時価：100      変更時の時価：90  
 当期末の時価：95      実効税率：40%

変更時

（その他有価証券） 90      （売買目的有価証券） 100  
 （有価証券運用損益） 10

当期末<全部純資産直入法とする>

（その他有価証券） 5      （繰延税金資産） 2  
 （その他有価証券評価差額金） 3

## 保有目的変更時の会計処理（２）

②その他有価証券から売買目的有価証券へ変更する場合

この項のスライドについては、後掲の【金融商品の会計 設例】（訂正版）を参照のこと

### 保有目的変更時の会計処理(3)

③その他有価証券から満期保有目的債券へ変更する場合

この項のスライドについては、後掲の【金融商品の会計 設例】(訂正版)を参照のこと

### 金融商品会計基準の見直しの動き ～国際的動向～

I A S B-F A S B共同プロジェクト

2009年3月 討議資料公表

長期的目標：公正価値への評価基準の一元化

当面の目標：測定区分の簡素化・縮小

### 金融商品会計基準の見直しの動き ～日本の動向～

企業会計基準委員会

2009年5月 論点整理公表

3つの代替案を検討

- ①現行の保有目的別基準を維持
- ②その他有価証券の範囲の縮小または廃止
- ③債券について範囲の縮小または廃止

### 債券への償却原価法の一律適用の再検討

\* 債券には2つの運用機会が備わっている。

①満期まで保有して元利キャッシュフローを得る機会 → 使用価値

②満期前に売却して時価でキャピタルゲインを得る機会 → 正味売却価値

\* 合理的企業は①②を比べて大きい価値を追求するはず

\* ①②は金利、市場の動向いかんで大小関係が変化する。

→ 償却原価・時価比較高価法が合理的ではないか？